北本市男女共同参画推進者登録要綱

平成17年12月16日 告示第225号

(目的)

第1条 この告示は、男女共同参画の推進に理解と意欲のある個人、団体又は企業を北本市男女共同参画推進者(以下「推進者」という。)として登録し、市と推進者とが協働して、男女共同参画のまちを実現することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
 - (1) 個人 市内に在住又は在勤している者をいう。
 - (2) 団体 市内で活動を行っている組織をいう。
 - (3) 企業 市内に事業所がある企業、財団法人、社団法人又は協同 組合の組織をいう。

(登録要件等)

- 第3条 個人、団体又は企業は、次のいずれかに該当するときは、推進者として登録することができる。
 - (1) 市と協働し、男女共同参画推進のための活動を行っているとき、 又は活動をしようとしているとき。
 - (2) 女性の積極的な登用に向けた取組みを行っているとき、又は取組みをしようとしているとき。
 - (3) 仕事と家庭生活との両立に向けた取組みを行っているとき、又は取組みをしようとしているとき。
 - (4) 男女が共に働きやすい職場環境づくりに向けた取組みを行っているとき、又は取組みをしようとしているとき。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、男女共同参画推進に向けた取組みを行っているとき、又は取組みをしようとしているとき。
- 2 前項の規定による登録は、北本市男女共同参画推進者登録申請書 (様式第1号)により行うものとする。

(登録)

- 第4条 市長は、前条第2項の規定による申請があった場合は、内容を 審査し、推進者として登録することができる。
- 2 市長は、前項の規定により推進者として登録したときは、申請者に 対し北本市男女共同参画推進者登録証(様式第2号)を交付するも のとする。
- 3 市長は、推進者として登録したときは、北本市ホームページにおいて公表するものとする。

(報告)

第5条 推進者は、毎年市長が別に定める日までに男女共同参画推進状 況報告書(様式第3号)を提出するものとする。

(登録の取消し)

- 第6条 市長は、推進者が第3条第1項各号に規定する要件に適合しなくなった場合は、その登録を取り消すことができる。
- 2 市長は、前項の規定により登録の取消しをするときは、理由を付して推進者にその旨を通知するものとする。
- 3 推進者は、登録の取消しを受けたときは、速やかに北本市男女共同参画推進者登録証を市長に返納しなければならない。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成18年1月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

(表)

北本市男女共同参画推進者登録申請書

年 月 日

(あて先) 北本市長

申請者 組織の名称 代表者職・氏名

北本市男女共同参画推進者登録要綱第3条第2項の規定により、次のとおり申請します。

企業名等		業種		
所 在 地	〒 — 北本市			
代 表 者		設立年月	年 月	
ホームページア ドレス				
従業員数	計 人(うち女	:性	人)	
該当する取組に○をつけてください。(複数回答可) (具体的な内容や実績等については、裏面に御記入ください。) (1) 市と協働した活動への取組 (2) 女性の積極的な登用に向けた取組 (3) 仕事と家庭生活との両立に向けた取組 (4) 男女がともに働きやすい職場づくりに向けた取組 (5) その他、男女共同参画に向けたユニークな取組				
	名 称	担当者		
担当部署	電話	FAX		
	E-mail			

注 企業又は団体の概要がわかるパンフレット等がありましたら添付してください。

/		`
(田	١
1	汞	,

具体的な内容	
実績等	

注 取組内容、実績等について、概要が分かる資料(規則、パンフレット等)がありましたら添付してください。

様式第2号(第4条関係)

北本市男女共同参画推進者登録証

推進者 氏名又は名称

住所又は所在地

を北本市男女共同参画推進者として登録します。

登 録 番 号 第 号

登 録 年 月 日 年 月 日

北本市長

様式第3号(第5条関係)

北本市男女共同参画推進状況報告書

年 月 日

(あて先) 北本市長

報告者 組織の名称 代表者職・氏名

北本市男女共同参画推進者登録要綱第5条の規定により、下記のとおり男女共同参画の推進状況について報告します。

記

- 1 登録番号
- 2 登録年月日
- 3 活動状況について(1年間の具体的な取組の状況及び成果)